



## あなたも私も20歳になったら国民年金

年金  
だより

### ～新成人のためのQ&A～

#### Q. 国民年金はどのような方が加入するのですか。

**A.** 日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の方は全て国民年金に加入することになっています。

自営業者、農業や漁業に従事している方は国民年金の保険料を自分で納めます。このような方を国民年金の第1号被保険者といいます。

会社などに勤め、厚生年金保険や共済組合に加入している方は、国民年金保険料を直接納めることはありません。これは厚生年金保険や共済組合が加入者に代わって国民年金に必要な費用を負担しているからです。このような方を国民年金の第2号被保険者といいます。

配偶者で厚生年金保険や共済組合に加入している方によって扶養されている方も国民年金の保険料を直接納める必要はありません。これも厚生年金保険や共済組合が加入者に代わって国民年金に必要な費用を負担しているからです。このような方を国民年金の第3号被保険者といいます。

#### Q. 厚生年金保険に加入していますが、国民年金には加入しなくてもよいのですか。

**A.** 全ての国民は国民年金に加入することになっています。会社などに勤めて、厚生年金保険や共済組合に加入している方も同時に国民年金に加入することになります。

加入手続きは、厚生年金保険や共済組合に加入したときに自動的に行われます。あなたが直接手続きを行う必要はありません。

#### Q. 保険料は何年くらい納めるのですか。

**A.** 国民年金は20歳から60歳になるまでの40年間保険料を納め、満額の老齢基礎年金が受けられます。40年に足りない場合はその分だけ減額されます。また、年金を受けるためには最低25年の納付済期間（3号期間、免除期間、カラ期間等含む）が必要です。

**※20歳になったら、国民年金保険料の納付・免除申請の手続きをお願いします。**

### 公的年金等の源泉徴収票の送付について

老齢年金を受けている人には1月末までに、社会保険業務センターから『公的年金等の源泉徴収票』が送られます。

平成20年中の支払金額は、2月定期支払分から翌年の1月随時支払い分までで、介護保険料と後期高齢者医療保険料を差し引く前の金額が記載されています。そのため、現在受け取っている年金額とは相違しますのでご注意ください。（年金から差し引きされた介護保険料や後期高齢者医療保険料は社会保険料控除の対象となるため、源泉徴収税額の計算対象から控除されています。）

公的年金以外に収入のある人、医療費控除が受けられる人などは確定申告をしてください。また、扶養親族等申告書を提出していない人や扶養親族に変更がある人も確定申告が必要です。

もし、源泉徴収票が1月末までに届かない場合や紛失してしまったときは住所地を管轄する社会保険事務所で再発行できますので年金証書をもって手続きをしてください。なお、遺族年金・障害年金を受けている人には税金がかかりませんので、源泉徴収票は送られません。



※詳しくは、国民年金係までお問い合わせください。

嘉手納町役場 町民課 国民年金係 TEL 956-1111 内線 (141・147)